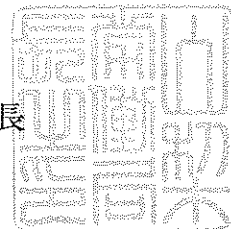


令和 4 年 7 月 12 日

山梨県経営者協会 会長 殿

山 梨 労 働 局 長



労働災害の増加に伴う労働災害防止対策の徹底について
(緊急要請)

平素より労働災害防止対策にお取組を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、山梨労働局では、本年を最終年とする「山梨第 13 次労働災害防止計画」を掲げ、休業 4 日以上之死傷者数を 689 人以下、死亡者数を 5 人以下とすることを目標として取り組んでいるところです。

しかしながら、山梨県内における令和 3 年の休業 4 日以上之死傷者数は過去 10 年間で最多の 877 人となり、また、本年 5 月末日現在の死傷者数は対前年比 16.9 パーセントの増加と、労働災害の増加に歯止めがかかっておらず、非常に憂慮すべき事態となっています。

つきましては、貴職におかれましても労働災害防止のための取組をより一層強化するとともに、下記事項等による労働災害の防止に係る取組が実施されるよう、傘下会員事業場に対し周知及び啓発を行っていただきますよう要請いたします。

記

1 全産業共通の事項

(1) 高年齢労働者の労働災害の防止

高年齢者は若年者と比べ、労働災害の発生率が高く、休業期間が長期化しやすい傾向にあります。

高年齢労働者の労働災害を防止するためには、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき、次のような対策を講じることが重要です。

ア 段差の解消、滑りやすい箇所への防滑素材の採用、高年齢労働者の特性に応じた勤務形態・勤務時間の工夫等により、職場環境の改善を図ること。

イ 健康診断や転倒等リスク評価セルフチェック票等を活用した体力チェックにより、高年齢労働者の健康や体力の状況を把握すること。

ウ イにより把握した健康や体力の状況に応じ、安全と健康の点で適応する業務のマッチング等高年齢労働者の健康と体力の状況に応じた対応を取ること。

(2) 転倒災害の防止

転倒災害は、業種を問わず最も多く発生している災害の種類です。また、単に「転ぶ」という事象でも、死亡災害につながった事例があることから、転倒災害防止対策についてもより一層注力をしていく必要があります。

転倒災害を防止するためには、次のような対策を講じることが重要です。

ア 通路や階段、出口などの4S（整理・整頓・清掃・清潔）を徹底すること。

イ 作業に適した靴を選択し、靴底の減り等がないか定期的に点検すること。

ウ 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識を掲示する等危険箇所の「見える化」を図ること。

エ 転倒災害予防のためのストレッチや運動を実施すること。

(3) 墜落・転落災害の防止

墜落・転落災害は、ひとたび発生すると死亡災害等重篤な結果を招く可能性があります。

墜落・転落災害を防止するためには、次のような対策を講じることが重要です。

ア 作業床の端や、開口部等墜落による危険のおそれがある箇所に囲い、手すり、覆い等を設けること。

- イ フルハーネス型墜落制止用器具等の着用、使用を徹底すること。
- ウ はしごや脚立の使用にあたっては、①はしごや脚立の使用自体を避けられないか、②墜落の危険が相対的に低い可搬式作業台や高所作業車などに変更できないかについて検討すること。
- エ やむを得ずはしごや脚立を使用する際は、はしごについては、上部・下部を確実に固定する、脚立については天板上で作業をしないなど、はしご・脚立の適正かつ安全な使用を徹底すること。
- オ 墜落時保護用のヘルメットを着用すること。

(4) 腰痛災害の防止

職場における腰痛災害は、全ての業種で発生しています。

腰痛を防止するためには、「腰痛予防対策指針」を参考に、次のような対策を講じることが重要です。

- ア 労働衛生管理体制を整備したうえで、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施すること。
- イ 作業管理として、①作業対象をできるだけ身体に近づけて作業をする、②必要に応じて作業をする人数、時間等作業の実施体制を変更する、③機械・補助機器による作業の自動化、省力化を行う等の措置を講ずること。
- ウ 作業環境管理として、①寒い場所での作業は、腰痛を悪化、または発生させやすくなることから適切な温度を保つ、②作業場所等には、足元や周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ等の措置を講ずること。
- エ 健康管理として、①腰に著しい負担がかかる作業に常時従事させる場合は、作業配置時及び6か月以内に1回、医師による腰痛の健康診断を実施する、②腰痛予防体操を実施する等の措置を講ずること。
- オ 労働衛生教育として、例えば、腰痛の発生状況・原因や腰痛予防体操等について教育、周知すること。

(5) その他の災害の対策

転倒や墜落・転落、腰痛災害以外にも、熱中症や、交通労働災害等他の災害が発生していることから、例えば、熱中症であればWBGT値の測定・活用、こまめな水分・塩分補給や休憩といった各災害の特

徴を踏まえた対策を講じることが重要です。

また、業種、災害の種類にかかわらず、次のような対策を講じることが重要です。

ア リスクアセスメント（職場にある様々な危険の芽（リスク）を見つけ出し、それにより起こることが予測される労働災害の重大さからリスクを見積り、大きいものから順に対策を講じていくもの。）を実施すること。

イ 過去の労働災害やヒヤリハット事例（ヒヤリ・ハットしたが、怪我には至らなかった出来事を集めたもの。）をもとに、労働災害防止のため対策を検討し、その内容を関係労働者に教育、周知すること。

ウ 使用する機器・設備、作業方法等実態に即した作業標準を作成するとともに、その内容を関係労働者に教育、周知すること。

また、定期的に作業標準の確認、見直しを行うこと。

エ 継続的に、安全及び衛生教育を実施すること。

2 産業別の事項（労働災害が特に増加している産業）

(1) 製造業

製造業においては、「はさまれ・巻き込まれ」による重篤な災害が発生しています。「はさまれ・巻き込まれ」による災害を防ぐためには、次のような対策を講じることが重要です。

ア 機械の原動機、回転軸、歯車、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分に、覆い、囲い等を設けること。

イ 機械の掃除、給油、修理、調整等の作業を行う場合には、機械の運転を停止し、機械が確実に停止したことを確認してから、作業を開始すること。

(2) 建設業

建設業においては、「墜落・転落」による災害が全体の3分の1を占めています。「墜落・転落」による災害を防ぐためには、次のような対策を講じることが重要です。

ア 高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。

また、高所からの墜落・転落を防ぐため、手すり、中さん、幅木

等（以下「足場用墜落防止設備」という。）、囲い、覆いなどを確実に設けること。

イ 作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外したときは、その必要がなくなった後、直ちに復旧すること。

また、特定元方事業者は、復旧が確実に行われるよう入場者教育を徹底するとともに、現場巡回より復旧状況の確認を行うこと。

ウ 足場の組立て等作業主任者は、フルハーネス型墜落制止用器具及び保護帽の使用状況の監視等作業主任者の職務を、履行すること。

エ フルハーネス型墜落制止用器具にかかる特別教育を実施すること。

また、フルハーネス型墜落制止用器具を適正に選択し使用を徹底するとともに、日常及び定期点検を実施すること。

オ 店社においては、現場における安全衛生管理を現場任せにするのではなく、店社においても現場巡視を実施すること。

(3) 道路貨物運送業

道路貨物運送業においては、交通労働災害の防止対策はもとより、荷役作業時におけるトラックの荷台からの「墜落・転落」や「転倒」、「動作の反動・無理な動作」による災害が多く発生しています。これらの災害を防ぐためには、次のような対策を講じることが重要です。

ア 一人で荷役作業を行う場合においても、KY活動（危険予知活動）等の安全活動を実践に行うよう事業場内教育を実施すること。

イ 運送の都度、荷主等の事業場で荷役作業を行う必要があるかを確認すること。

また、作業内容に配慮した服装、保護帽、安全靴等を着用すること。

ウ ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動させる際は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを必ず確認すること。

エ フォークリフトを使用して荷役作業を行う場合は、①フォークリフトの運転は有資格者が行う、②用途外使用をしない、③逸走防止措置を実践に行う、④荷崩れ防止措置等を行うこと。

(4) 商業

商業においては、転倒、墜落・転落、腰痛災害が多く発生している

こと、労働災害防止のための事業場内活動が十分でなく、作業や作業箇所に潜む危険の認識や共有が出来ていない場合があることから、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等を選任し、これらの者に職場の安全又は衛生に関することを管理させるとともに、記の 1 による対策を講じることが重要です。

(5) 保健衛生業

保健衛生業においては、転倒、腰痛災害が多く発生していること等から、記の 1 による対策を講じることが重要です。